

デイサービスセンター 和仁会

指定通所介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防通所介護相当サービス運営規定

第1条 医療法人和仁会が開設し、和仁会病院が実施する指定通所介護事業及び介護予防通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にあるもの(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な指定通所介護及び介護予防通所介護および介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所及び介護予防通所介護相当サービスの従業者は、事業対象者・要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活動作訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 デイサービスセンター和仁会は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 通所介護及び介護予防通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

(1)名称 デイサービスセンター和仁会 (2)所在地 長崎市中里町 96 番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1)管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の従業者管理及び業務管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の提供にあたる。

(2)従業者

①看護職員 2名(うち常勤・兼務1名、非常勤・専従1名)

看護職員は、利用者への健康管理や指導を行う。

②生活相談員 2名(1名常勤・専従、1名常勤・兼務)

生活相談員は、利用者に対する相談・指導業務を行う。

③介護職員 5名(うち常勤・専従4名、常勤・兼務1名)

介護職員は、利用者への必要な介護を行う。

④機能訓練指導員 4名(常勤・兼務2名、常勤・専従2名)

機能訓練指導員は利用者への必要な機能訓練や指導を行う。

⑤管理栄養士 1名配置

管理栄養士は利用者への必要な栄養改善の指導を行う。

⑥言語聴覚士 1名配置

言語聴覚士は利用者への必要な口腔機能向上の訓練や指導を行う。

専従する従業者は、指定通所介護を提供する。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次の通りとする。

①営業日 月曜日から金曜日(但し国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

②営業時間 午前8時00分より午後4時10分

③サービス提供時間

(1) 指定通所介護 午前8時40分から午前11時50分、午後0時25分から午後3時35分

(2) 介護予防通所介護相当サービス、通所サービス、通所型サービス(現行相当)

午前8時40分から午前11時50分、午後0時55分から午後3時00分

(指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 利用定員は、次の通りとする。

指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービス 午前30人、午後30人

(指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 実施する指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容は、次の通りとする。

①併設型指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービス(機能訓練指導員による通所介護)

②食事の提供

③居宅と事業所間の送迎

④通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスにおける入浴介助

⑤通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスにおける特別入浴介助

(通常の事業の実施地域)

第9条 長崎市(東長崎地域包括支援センターおよび日見・橘地域包括支援センター対象地区)、諫早市(喜々津中学校校区)、雲仙市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護及び介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。また以下の項目については費用を徴収する。

①第9条に規程した実施地域外の利用者に対する送迎費は実施地域を越えた所から実費を徴収する。

②利用者の希望によって通常の単位時間を超えて行う指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの場合(但し単位内における指定通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスは定員を超えない)実費を徴収する。

③食費 460円

④その他、日常生活に係わる費用は実費を徴収する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用申込者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

①サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

②利用者又はその家族は、在宅中及び送迎途上等において利用者の心身の状況等に変化がみられた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

③利用者は従業者の指導等がない限り、事業所に設置されている通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを行うために必要な専用の器械及び器具をみだりに利用してはならない。

④利用者は事業所が提供するサービスを利用するにあたって、他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎まなければならない。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第 12 条

①事業者は、現に通所介護及び介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、介護者(家族等)又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師、歯科医師又は居宅介護支援事業者などに連絡をとるなど、必要な措置を講じる。

②事業者は、サービスを提供しているときに事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等、居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法 8 条に規程する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1)防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。

(2)始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(3)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(4)非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

(5)火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。

(6)防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・年 1 回以上

②利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年 1 回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時

(7)その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人和仁会和仁会病院が定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 17 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(付則) この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 10 条①を平成 18 年 4 月 25 日より改正する。

第 5 条を平成 20 年 4 月 1 日より一部改正する。

第 5 条を平成 22 年 9 月 1 日より一部改正する。

第 5 条、第 6 条、第 7 条を平成 24 年 4 月 1 日より一部改正する。

第 9 条を平成 25 年 4 月 1 日より改正する。

第 5 条を平成 25 年 12 月 1 日より一部改正する。

第 5 条、第 7 条を平成 26 年 5 月 1 日より一部改正する。

第 5 条、第 7 条を平成 26 年 6 月 7 日より一部改正する。

第 6 条、第 7 条及び第 9 条を平成 27 年 2 月 1 日より一部改正する。

第 5 条、第 7 条を平成 27 年 11 月 1 日より一部改正する。

第 6 条、第 7 条を平成 27 年 12 月 1 日より一部改正する。

第 10 条を平成 28 年 12 月 20 日より一部改正する。

第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条を平成 29 年 4 月 1 日より一部改正する。

第 5 条を平成 31 年 4 月 1 日より一部改正する。

第 5 条を令和 2 年 5 月 1 日より一部改正する。

第 5 条を令和 5 年 11 月 1 日より一部改正する。

第 7 条を令和 6 年 1 月 4 日より一部改正する。

第 15 条、第 16 条、第 17 条を令和 6 年 3 月 31 日より追加する。